

超域文化科学専攻・表象文化論コース 課程博士論文執筆要項(2025年11月21日改定)

※本要項は 2020 年度以降に当コース博士課程に進学した学生に対して適用される。2019 年度以前に進学した学生については、指導教員の指示に従うこと。

1. 博士論文の備えるべき条件

1) 外国など他大学に提出された論文と同じ論文を提出することは認められない。

2) 博士論文は、原則として日本語で書かなくてはならない。ただし、特別な場合には、表象文化論コースで審査可能な外国語で書くことを許すことがある。そのためには、指導教員と協議のうえ、コース会議での合意を必要とする。

3) 日本語の場合、長さとしては、200,000～240,000 字程度（註、参考文献、図版などを除く）を目安とする。日本語以外で論文を執筆する際には、長さに関し、指導教員に指示を仰ぐこと。

4) 縦書きでも横書きでもよいが、読みやすい文字サイズと体裁で印刷のうえ、仮製本以上の装丁をしてあること。紙の大きさは原則として A4 とする。

2. 博士論文執筆・審査のプロセス

1) 博士論文計画書提出（2 年次以降の 10 月末）

博士課程 2 年次以降の 10 月末に、指導教員と十分協議したうえで、博士論文計画書を表象文化論研究室に提出する。計画書は、題目、内容、構成、主要な先行研究・文献、みずからの関連業績、執筆スケジュールおよび現在の進行状況、その他必要と思われる事柄を、A4 用紙で 4～5 枚程度にまとめたものとする。提出された計画書に関して、11 月に審査会を開催する。この審査会は表象文化論コースの院生に公開される。計画書の内容に問題がある場合は再提出を求める。

2) 博士論文中間発表（3 年次以降の 7 月ないし 12～1 月）

博士課程 3 年次以降の 7 月ないし 12～1 月に博士論文の中間発表を行なう。その年度内に博士の学位を取得希望の者は、7 月に中間発表を行なわなければならない。その年度内に博士論文を提出予定の者は、遅くとも 12～1 月に中間発表を行なわなければならない。中間発表

にあたっては、執筆中の博士論文の概要が把握できるように、A4用紙で10枚程度の梗概を事前に表象文化論研究室に提出する。中間発表では、論文の内容が表象文化論コースの博士論文に値しうるかどうか、完成までの執筆スケジュールが妥当であるかなどといった点が審査される。この中間発表は表象文化論コースの院生に公開される。論文の内容などに問題がある場合には、再度、中間発表することを求める。

3) 博士論文予備審査（論文提出予定日の1カ月前まで）

博士論文提出予定日の遅くとも2カ月前までに、仮製本した論文3部または論文のPDFを表象文化論コース研究室に提出し、予備審査を受けなければならない。予備審査は、指導教員のほか、2名の表象文化論コース教員によって行なわれる。この審査は、論文を正式に学位論文として提出してよいかどうかを判定するためのものであるとともに、加筆修正すべき点のアドバイスを与えることを主眼としている。予備審査の結果はコース会議で報告され、その結果にもとづいて、コース会議で論文提出の可否が審議される。審査教員からのアドバイスは指導教員を通じて論文の執筆者に伝えられる。論文の執筆者はそれらのアドバイスを踏まえ、可能な限りの内容の改善に努めなければならない。

4) 博士論文提出

各年度における学位記授与式の日には博士の学位取得を希望する者はその年度の「博士学位論文提出要領（課程博士用）」に定められた期間内に学位論文題目届を提出し、同じくそこに定められた期間内に博士論文を教務課総合文化大学院チームに提出しなければならない。それ以外の者については、随時、学位論文題目届を提出のうえで博士論文を提出することができる。その年度の「博士学位論文提出要領（課程博士用）」に定められた提出書類を教務課総合文化大学院チームに提出のうえで、それらと同一内容の論文本体・要旨（ほか必要書類）すべてのPDFをファイル転送サービスなどにより、表象文化論研究室に提出すること。

5) 博士論文審査会（論文提出後、1年以内）

博士論文の提出後、執筆者の指導教員はすみやかに審査委員会の構成と審査会の日取りを決め、研究科教育会議に申請する。学外の専門家が審査員となる場合がある。審査会は公開で行なわれる。

3. 博士課程退学後の論文提出

博士課程満期退学後、3年間は、課程博士の博士論文を提出する権利がある。その場合も、原則としては、提出予定年度までに中間発表を行い、博士論文を提出することについて表象文化論コースの事前の合意を得ておくこととする。

4. その他

上記以外の執筆上の注意事項に関しては、指導教員の指示に従うこと。